

- ・中條 G B より 地区大会記念ゴルフ大会のご案内

日時 2006年10月3日(火) 7:30～

会場 大新潟 C C 三条コース

- ・次週 7/18例会時に臨時総会を開催いたします。(定款・細則変更の件)

委員会報告:

新世代奉仕・ライラ委員会より ライラ研修生 2 名募集します。7/18例会までに申し出下さい。

国際奉仕委員会より 2007-08年 1 年交換学生申請を受け付けています。希望者がありましたらよろしくをお願いします。

オブザーバー紹介(柄沢憲司会員)

加藤 實さんに山口会員と私で再入会のお誘いを致しておりましたが、漸くお返事を頂くことができました。7月から入会ということで次週入会式の予定です。会員の3分の1くらいの方はわかりにならないと思いますが宜しくお願いします。加藤 實さんからは入会式の際にご挨拶を頂きます。

ニコニコボックス: 11日現在累計 61,000円

小 林 満 君 新潟地方検察庁の仲田検事正ようこそ北クラブに起こし下さいました。ありがとうございます。卓話宜しくお願い致します。加藤実さんお待ちしております。早く早くの会して下さい。

本間重満君 //

米山キクエ君 //

馬場直次郎君 今朝のラジオで梅雨はセミが鳴かないと上がらないと言っていたが早くミーンミンと。

佐藤弘志君 加藤さん入会お待ちしております。又仲田検事正御苦勞様です。

山上茂夫君 同町内の加藤さんカムバック嬉しい限りです。

佐藤文夫君

駒形実君 BOXに協力。

星野義男君

羽賀一夫君 加藤実さん皆で待ってました。又楽しくやりましょう。

堀川正幸君 久しぶりに加藤実さんの顔が見れたので喜んで1口!／

卓 話: 「裁判員制度について」新潟地方検察庁 検事正 仲田 章様
新潟地検の仲田でございます。

平成21年からは、裁判官と同じ法廷に皆さんに立っていただくということが決まりました。本日は、なぜそういった制度があるのか、またどういった制度であるのか、皆さんに御紹介したいと思います。

今回の司法制度改革は単に今までの制度の改正というよりも、司法分野における革命と言った方が

いいと御理解頂きたいと思います。今まで立法・司法・行政、いずれの中にも国民が直接意志決定に携わるということはありませんでした。ところが、今後、刑事司法については、国民の皆さんが直接判決決定に加わることになります。例えば殺人事件が起こった場合、平成21年にスタートする裁判員制度の下では、一般国民の6人の裁判員が加わらなければ、裁判ができないことになります。司法制度改革には、大きく分けて3つの柱がありますが、今日は特に皆さんにお願いしなければいけない裁判員制度について御説明します。今までの刑事裁判は、例えば死刑、無期懲役、懲役15年等、あるいは一定の重大犯罪についての裁判は、裁判官3人と検察官、弁護人だけで進められ、一般の方は柵の外側で傍聴人という立場、あるいは新聞などを見て、その推移を見守るということで、意思決定のメカニズムに加わることは全くありませんでした。ところが、裁判員制度が導入されると、今まで傍聴席に居た一般国民の方が裁判官の席に座ります。裁判官3人、裁判員6人の合わせて9人の裁判になり、死刑、無期懲役、懲役15年などの重大犯罪について、有罪、無罪、有罪としてどのくらいの刑にするかということもすべて決めていただきます。これが裁判員制度です。これは何のためかと言いますと、なぜこの事件で無期懲役なのか、死刑なのかを裁判員が加わることにより身近で分かりやすいものになり、また、裁判員が加わることで、国民の皆さんの刑事司法に対する信頼が向上するのではないかということがいろいろ論議されて、今回の裁判員制度ができあがったわけです。

裁判員は、例えば来年裁判員制度が始まるとすれば、今年の9月までに衆議院の選挙人名簿（20歳以上）を基に選挙管理委員会が、全くのクジで裁判員候補者名簿（何千人）を作ります。そして、このクジに当たった方に裁判所から「あなたは来年裁判員候補者として、裁判所に来てもらう可能性がありますのでよろしく」という手紙が届きます。そして殺人事件の起訴がされると、前年通知の行った何千人の中から、またクジをして50～100人が選ばれて、何月何日に新潟地方裁判所においでくださいという通知が行き、そして裁判所で裁判員を選ぶための手続きが行われます。被告人と知り合い、被害者と親族関係があるか、公務員か等々、質問表に書いたり、裁判官からいろんなことを尋ねられて6人が選ばれます。ここにはほとんど作為の入る余地はありません。

裁判員対象事件とは、法定刑で死刑、無期の懲役・禁錮が定められた事件、あるいは1年以上の懲役、禁錮の中で、わざとした犯罪行為で被害者が死亡した事件。恐らく新聞を賑わす、ちょっと見出しの大きな事件報道すべてと言っていいほどのものが裁判員対象事件となります。新潟県での裁判員対象事件は、昨年27件、1か月に2度程度は裁判員制度対象事件があるということです。事件数は増減がありますが、仮に年間50件とした場合、裁判員は年間300人、候補者は2,500～5,000人、有権者は約198万6千人（平成18年6月現在）ですから、現在では397～794人に1人が裁判員候補者になるということです。この制度が10年続けば、ここに居られる方の中から1人が候補者として呼ばれる計算になります。そういう意味では決して人ごとではないということです。裁判員は公判に立会い、検察官が出す写真や調書等の証拠はすべて見てもらいます。なおかつ、疑問があれば直接被告人にも証人にも質問し、裁判官と全く同じ法廷活動が認められます。公判が終わると別室で裁判官と共に評議・評決をします。アメリカの陪審員は有罪、無罪だけを決めますが、我が国の場合は、評議に裁判